

警察官の職務に協力援助した者の災害発生報告について（例規）

最終改正 令和5.7.13 例規刑企第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和52年京都府警察本部訓令第13号）第2条の災害発生報告の要領等について、下記のように定めたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び同法施行令の一部改正について（昭和34.5.12：4京警務第759号）の例規通達は廃止する。

記

1 災害発生報告を行う者

災害発生報告を行う者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和29年法律第245号。以下「法」という。）第2条第1項に該当すると認められる災害のうち、職務執行中の警察官に協力援助した者がそのため受けた災害については、その協力援助を受けた警察官を指揮する所属長（以下「指揮所属長」という。）。ただし、指揮所属長とその災害が発生した場所を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）とが異なる場合で、所轄署長が指揮所属長よりも詳細に当該災害に関する事実をは握していると認められるときは、所轄署長
- (2) 法第2条第1項に該当すると認められる災害のうち、前記(1)に該当する災害以外の災害及び法第2条第2項に該当すると認められる災害については、所轄署長

2 災害発生報告を行う場合

指揮所属長又は所轄署長は、警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）がそのため災害を受けた場合には、別表の法解釈により判断したうえ、それが法第2条第1項及び同条第2項のいずれにも該当しないと明らかに認められるときを除き、すべて報告するものとする。

3 災害発生報告の要領

(1) 電話報告

電話報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 協力援助者の住所、氏名、生年月日、職業、性別
- イ 協力援助を受けた警察官の所属、係、階級、氏名及び生年月日
- ウ 協力援助者によつて救助された者（以下「被救助者」という。）の住所、氏名、生年月日、職業、性別及び協力援助者との続柄又は関係
- エ 災害発生場所
- オ 災害発生の日時
- カ 災害発生の原因及びその状況
- キ 協力援助者の傷病の状況
- ク 目撃者等災害の事実を明らかにする証人の有無
- ケ 協力援助者が死亡した場合は遺族の状況
- コ その他参考事項

(2) 書面報告

書面報告に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 協力援助者災害発生報告書（以下「災害発生報告書」という。）及びその添付書類は2部作成し、1部は警務部警務課に送付し、1部は所属において保存するものとする。
- イ 災害発生報告書に添付する医師の診断書は、写しでも差し支えない。
- ウ 検証（実況見分）を行った場合は、その調書の写しをもって現場見取図、現場写真に代えることができる。

別表 法第2条の規定の解釈

1 第1項関係

規定の語句	解 釈
職務執行中の警察官がその職務執行上の必要により援助を求めた場合	<p>警察官が法令の規定に基づき、職務として犯罪の捜査、被疑者の逮捕を行っている場合等は最も普通の場合であるが、自殺しかけている者を救助する行為も国民の生命、身体の保護に任ずる警察官の当然の職務執行に含まれるものである。</p> <p>職務執行上の必要の判断は、社会通念上、その職務執行上必要やむを得ないと認められる範囲内であれば、当該警察官の主観的判断をもつて足りる。</p>
その他これに協力援助することが相当と認められる場合	<p>状況が急迫しているため、警察官が援助の依頼を明示できないような場合で客観的に警察官から協力援助の要求があつたものと合理的に判断されるときをいう。例えば、警察官が犯人に首を絞められて声も出せないような状況下にあるとか、投身自殺をしようとして川に飛び込んだ者を救助中に警察官自らもおぼれかかっている場合等をいう。</p>
職務によらないで	<p>業務上の義務なくしてという意味である。したがつて、例えばデパートの保安係員がデパート内で現行犯人を逮捕し、教師が暴行を受けている生徒の救助に当たるような行為は「職務によらないで」とはいえない。</p>
人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪	<p>法に例示する殺人、傷害、強盗、窃盗以外の犯罪としては、例えば、不同意性交等、放火、器物損壊の犯罪及び暴行による各種犯罪があげられる。</p>
自ら逮捕又は救助に当たつた	<p>逮捕又は救助の権限のある者の要請に基づいてではなく、純粹な義きよう心に発して自発的に当たつたという意味であり、他人から勧められて逮捕した場合や、被害者から求められて救助した場合も含まれる。</p>
被害者の救助に当たつた	<p>被害者を救出する行為自体のほか、正当防衛の範囲内での犯行阻止及び被害品の回復を含む。ただし、当事者間の暴力的紛争を第三者の判断により解決しようとするいわゆるけんかの仲裁は、それだけでは「当該現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たつた」ものとはいえない。</p>

<p>政令で定める者</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第 429号。以下「政令」という。）第2条各号に定める者であるが、第7号の「その他被害者の当該被害の発生につき責に任ずべき者」とは、現行犯人の当該犯罪の発生につき責任を有する者、通常の注意力をもつてすれば被害者の当該被害の発生を未然に防止することができたにもかかわらず、これを故意に怠つた者等をいう。また、第8号の「上記に掲げるもののほか、公安委員会において、その者の行為が警察官の職務に協力援助したものに該当すると認める者以外の者」に該当する具体的な事例としては、逮捕又は救助が現行犯人又は被害者といわゆるなれあいのもとに行われた場合又は自動車損害賠償補償法を利用するいわゆる「アタリヤ」と同様に、故意に災害を受けることを目的として発生した事案について、その犯人の逮捕又は被害者の救助を行つた場合等があげられる。</p>
----------------	--

2 第2項関係

規 定 の 語 句	解 釈
<p>水 難</p>	<p>川、湖、海岸等における通常のでき水事故をはじめ、水害に起因するもの、海上における船舶の遭難事故（海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律が適用される場合を除く。）等も含まれる。</p>
<p>その他の変事</p>	<p>危険物の爆発、工作物の倒壊、がけくずれ、火災、高圧電流による感電事故、狂犬等の動物による事故等の異常な出来事をいう。</p>
<p>人の生命に危険が及ぶ又は危険が及ぼうとしている場合</p>	<p>人の生命に危険が急迫している場合に限る趣旨である。したがって、身体に軽微な傷害を与えるにすぎないことが明らかな場合、生命に危険があつても相当の時間的余裕がある場合等は、これに該当しない。</p>
<p>自らの危難をかえりみず</p>	<p>危険が予想されるのにもかかわらず勇敢にという意味である。法の趣旨は、通常人に期待しうる道義的責任を超えた人命救助活動に伴う災害に対して救済しようとするものであつて、危険が予想されない救助作業中の不慮の災害については適用がない。</p>
<p>職務によらないで</p>	<p>業務上の義務なくしてという意味である。したがって、教師が引率中の児童のおぼれかかつたのを救助する場合、落盤事故の発</p>

	<p>生じた鉱山で会社の救出隊員が救助に当たる場合、専門的登山家が山岳登山中遭難した同行者の救助に当たる場合等は、これに該当しない。</p>
<p>法令の規定に基づいて救助に当たった者</p>	<p>現在、消防法第25条にいう消火及び人命救助の義務又は協力義務のある者がこれに該当するのみである（消防法第36条により準用される水災を除く災害の場合も含む。）</p>
<p>政令で定める者</p>	<p>政令第2条の2各号に定める者であるが、各号の規定の解釈は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第5号の「当該危険の発生につき責めに任ずべき者」とは、通常の注意力をもつてすれば当該被害の発生を未然に防止することができたにもかかわらず、これを故意に怠った者等をいう。 2 第6号の「法令の規定に基づき救助に当たるべき者」とは、海上保安官、消防吏員、消防団員等である。これらの者から援助の要求を受けて人命の救助に協力して災害を受けた場合は、消防法、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定によつてそれぞれ補償されることになっている。 3 第7号の「法令の規定に基づき救助に当たるべき者の制止にかかわらず救助に当たった者」とは、警察官、海上保安官、消防吏員等が専門的立場から制止したにもかかわらず勝手に救助に当たった者であり、いわばこうした自殺的行為による災害についてまで都道府県が給付の責めに任ずるのは不合理であるので除外されたものである。 4 第8号の「上記に掲げるもののほか、公安委員会において、その者の人命救助に当たった行為が警察官の職務に協力援助したものに該当すると認める者以外の者」とは、具体的には不純な動機によりなれ合いで救助に当たった者等がこれに該当すると考えられる。